

記入例 従業員が退職や休職、転勤したとき

① 給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※この欄は届出者において記入する必要はございません。

令和 4 年 12 月 3 日	所在地 〒321-0543 〇〇市〇〇町 1-100	特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 0
フリガナ コウノショウジ	フリガナ コウノショウジ	宛名番号 10
事業主の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)をご記入ください	名又は名称 甲野商事株式会社	所属 人事課給与係
人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3	人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3	氏名 甲野花子
フリガナ オツノイチロウ	フリガナ オツノイチロウ	氏名 乙野一郎
特別徴収税額 (年税額) 25,300	徴収済額 (イ) 10,600	未徴収税額 (ア)-(イ) 14,700
異動 年月日 4 年 11 月 18 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解任 6. その他 7. その他(事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
(ア)特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。

2. 一括徴収の場合
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3. 普通徴収の場合
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

記入例 1 特別徴収継続 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ オツノイチロウ	フリガナ オツノイチロウ	氏名 乙野一郎	特別徴収税額 (年税額) 25,300	徴収済額 (イ) 10,600	未徴収税額 (ア)-(イ) 14,700	異動 年月日 4 年 11 月 18 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解任 6. その他 7. その他(事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
-----------------	-----------------	------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	--	---

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指定番号
959-1313

所在地
加茂市幸町2-3-5

フリガナ
ヘイノショウジ

氏名又は名称
丙野商事株式会社

法人番号
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

担当
氏名
丙野 三郎

電話
0256-52-0080

内線
(456)

納入書の要否
(新設の場合のみ記載)

1 右から番号を記入

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を
11 月分(翌10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

※転勤、再就職等により移動先の勤務地で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し(特別徴収者が個人事業主の場合は、個人番号(マイナンバー)の記載は必要ありません)新勤務先で上段の事項を記入し、また徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。

記入例 2 一括徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ オツノイチロウ	フリガナ オツノイチロウ	氏名 乙野一郎	特別徴収税額 (年税額) 25,300	徴収済額 (イ) 10,600	未徴収税額 (ア)-(イ) 14,700	異動 年月日 4 年 11 月 18 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解任 6. その他 7. その他(事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収 1. 特別徴収継続 3. 普通徴収 (本人納付)
-----------------	-----------------	------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	--	---

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日
11 月 16 日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
14,700 円

左記の一括徴収した税額は、
11 月分(翌10日納入期限分)で
納入します。

記入例 3 普通徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ オツノイチロウ	フリガナ オツノイチロウ	氏名 乙野一郎	特別徴収税額 (年税額) 25,300	徴収済額 (イ) 10,600	未徴収税額 (ア)-(イ) 14,700	異動 年月日 4 年 11 月 18 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解任 6. その他 7. その他(事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (本人納付)
-----------------	-----------------	------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	--	---

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※退職した日が1月1日から4月30日までの場合は、残税額を一括徴収することになっております。
※死亡による退職の場合は普通徴収となります。

記入例 4 普通徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ オツノイチロウ	フリガナ オツノイチロウ	氏名 乙野一郎	特別徴収税額 (年税額) 25,300	徴収済額 (イ) 0	未徴収税額 (ア)-(イ) 25,300	異動 年月日 5 年 2 月 15 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解任 6. その他 7. その他(事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (本人納付)
-----------------	-----------------	------------	---------------------------	------------------	----------------------------	---------------------------	--	---

※特別徴収税額が0円、もしくは1期分のみですでに徴収が終了している方でも、退職等の異動がありましたら提出してください。

